2　柱の小径

構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途等に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならないこととした。（第四三条第一項関係）

3　筋かい

㈠　引張力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材等又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの等を使用したものとしなければならないこととした。（第四五条第一項関係）

㈡　圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの等を使用したものとしなければならないこととした。（第四五条第二項関係）

㈢　筋かいは、その両端の端部を、柱等に、金物で緊結しなければならず、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならないこととした。（第四五条第三項関係）

4　構造耐力上必要な軸組等

階数が二以上又は延べ面積が五〇平方メートルを超える木造の建築物に配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形等が生じないよう必要な強度を有する材料を使用した壁等が有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等を、当該建築物が地震等に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置することとした。（第四六条第四項関係）

5　接合

構造耐力上主要な部分である鋼材の接合としてボルトが緩まない措置を講じたボルト接合によることができる建築物に、その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物を追加することとした。（第六七条第一項ただし書関係）

6　確認等を要する建築設備

建築基準法第八七条の四の規定により政令で指定する建築設備から、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターを除くこととした。（第一四六条第一項第一号関係）

7　建築基準法第九七条の二第一項又は第二項の規定により市町村に置く建築主事等の事務

建築基準法第九七条の二第一項又は第二項の規定により市町村に置く建築主事等の権限に属する事務は、同法の規定により建築主事等の権限に属するものとされている事務のうち、次の㈠又は㈡に掲げる建築物等に係る事務とすることとした。（第一四八条第一項関係）

㈠　建築基準法第六条第一項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるもの等を除く。）

㈡　建築基準法第六条第一項第三号に掲げる建築物

三　施行期日

この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

法律

地域再生法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十七号

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「の交付等（第十三条）」を「（第十三条・第十三条の二）」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「地方債」を「特定地域再生事業に係る地方債」に、「第十七条の五十三」を「第十七条の六十一」に、「第十七条の五十四・第十七条の五十五」を「第十七条の六十二・第十七条の六十三」に、「第十七条の五十六―第十七条の五十八」を「第十七条の六十四―第十七条の六十六」に、「第十七条の六十七」を「第十七条の六十七―第十七条の六十八―第十七条の七十」に改める。

第五条第四項第二号中「第十三条の二」を「第十三条の三」に改め、同項第五号中「事業（」の下に「これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舎、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（第十七条の六において「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。」を加え、同項第十一号中「当該区域の」を「当該地域住宅団地再生区域の」に改め、同項第十二号中「第十七条の五十四第三項第二号及び第十七条の五十五」を「第十七条の六十二第三項第二号及び第十七条の六十三」に、「第十七条の五十四第一項」を「第十七条の六十二第一項」に改め、同項第十四号中「第十七条の五十九第一項」を「第十七条の六十七第一項」に改め、同項第十五号中「第十七条の六十」を「第十七条の六十八」に改め、「単に」を削り、同項第十六号中「第十七条の六十九」を「第十七条の七十二」を「第十七条の七十」に改め、同項第十七号中「第十七条の六十二」を「第十七条の七十」に改める。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節　まち・ひと・しごと創生交付金

第十三条に見出しとして「（まち・ひと・しごと創生交付金の交付等）」を付し、同条第二項中「次項」の下に「及び次条」を加える。

第五章第二節中第十三条の二を第十三条の三とする。

第五章第一節中第十三条の次に次の一条を加える。

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二　認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設であるもの（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。